日本共産党
横浜市会議員団
横浜市中区港町1-1（市庁舎内）
電話 045-671-3032
FAX 045-641-7100
E-mail:info@jcp-yokohama.com
http://www.jcp-yokomhama.com/

市政報告

こんにちは 日本共産党 横浜市会議員
みわ智恵美です
No.66

発行：日本共産党港南区相談センター　2018年4月18日
〒233-0002横浜市港南区上大岡西１-19-20-301
☎ 045-844-3635　FAX 045-841-8975
ブログ：みわ智恵美で検索☆Eメール：mail@miwa-chiemi.jp

「生活保護のしおり」改善へ

申請しにくい表記を見直し

私たちの一生の間には、さまざまな事情のために生活が苦しくなって、どうにもならなくなるときがあります。このようなときに、困っている状況や程度に応じて、最低限度の生活を保障しながら、一日も早く自分たちの力で生活できるように援助するのが生活保護の制度です。

家族全員で協力し、次のようなあらゆる努力をしても、自分たちで生活することができないときは、生活保護を受けることができます。

1　働くことができる方は、能力に応じて働いていただきます。
2　あなたの世帯にある資産（土地、家屋、自動車、貴金属、預貯金、生命保険など）で保有が認められないものは、売却などの処分をして生活費にあてていただきます。
3　親、子、兄弟姉妹などから援助を受けられるときは、まずその援助を受けていただきます。また、離婚などによりひとり親家庭となった方は、養育費などを受けられるように努力していただきます。

「横浜市のしおり（一頁）より

申し入れに同席する白井・北谷両議（右奥）＝13日

「まずは親族援助」「財産を処分」の誤解生む表記、見直しへ

改善進める小田原市のしおり参考に

生活と健康を守る会横浜市協議会（以下生健会）は、市が作成する生活保護制度を紹介する「生活保護のしおり」の表記について、制度の抑制につながるような表現になっているとして、改善を求める申し入れを林文子市長宛てに行いました。13日、要望の回答と意見交換が行われ、健康福祉局の生活支援課の鈴木茂久課長ら4人が対応しました。

日本共産党横浜市会議団から白井まさ子副団長、北谷まり議員が同席しました。

現在、横浜市が作成している「生活保護のしおり」は、生活保護制度を利用するにあたって、「親族の援助を受けること」や、「資産をすべて処分しなければいけない」かのような誤解を与える表記が使われています。

生健会は、制度利用を検討している人に制度内容が間違って伝わり、利用のハードルを上げるような表現を改めることを要請。鈴木課長は、現在、しおりは見直しを進めており、ジャンパー事件をきっかけに改善を進めている小田原のしおりを参考にしながら改めていくと応えました。

「受けている方」を「利用されている方」に

また、しおりには、制度を利用している人を、生活保護を「受けている方」「受給中」などと表現しています。生健会は、これでは制度利用者が「施しを受けている」といったイメージを与えかねず、生活保護制度は憲法25条の生存権にもとづく国民の権利であることから、表記を「利用している方」「利用中」に変更することを要望。鈴木課長は、「利用」に改めていくと応えました。

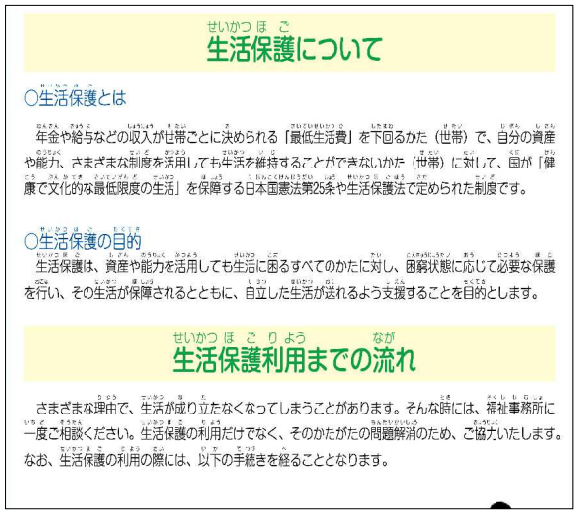

生活保護について

○生活保護とは

年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回るかた（世帯）で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に対して、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条や生活保護法で定められた制度です。

○生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

生活保護利用までの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時には、福祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、そのかたがたの問題解消のため、ご協力いたします。
なお、生活保護の利用の際には、以下の手続きを経ることとなります。

小田原市のしおり（２頁）より